

3-4 情報の収集・伝達計画

3-4-1 報告担当機関一覧表

様式 番号	報告種別	報告区分	被害調査、情報収集、報告担当		報告受領機関	
			部	課	県地方支部長(班)	県本部
1	発生報告、応急対策報告		総務部	総務課	総務班	総合防災室
1-2	避難勧告・指示の実施状況					
2	人的及び住家被害報告		調査部	議会事務局 農業委員会	福祉班	地域福祉課
3	庁舎等被害報告	町有施設	財政部	企画財政課	総務班	総合防災室
4	社会福祉施設	社会福祉施設	福祉部	保健福祉課	教育事務所班	地域福祉課
	社会教育施設	社会教育施設	文教部	教育委員会		生涯学習文化課
	体育施設	体育施設				スポーツ健康課
5	医療衛生施設被害報告	医療施設	福祉部	保健福祉課	保健環境班	医療国保課
		病院等 施設 隔離病舎				
		水道施設 衛生施設	水道部 福祉部	建設課 保健福祉課		
6	消防施設被害報告		防災部	消防署、消防団	総務班	総合防災室
7	観光施設被害報告	自然公園施設	農政部	農政課	総務班	自然保護課
		観光施設				観光課
8	商工関係被害報告		農政部	農政課	総務班	商工企画室
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係施設被害報告		防災部 総務部	消防署、消防団 総務課	総務班	産業振興課 環境保全課
10	農業施設被害報告		農政部	農政課	農林班	農林水産企画室
11	農作物等被害報告		農政部	農政課	農林班	農林水産企画室
12	家畜等関係被害報告		農政部	農政課	農林班	農林水産企画室
13	農地農業用施設被害報告		農政部	農政課	農林班	農村建設課
14	林業関係被害報告		林政部	林政課	農林班	林業振興課
						森林保全課
						緑化推進課
15	河川、道路等土木施設(町管理)被害報告	河川 道路、橋梁	建設部	建設課	土木班	砂防課
16	都市施設被害報告	街路、都市公園	建設部	建設課	土木班	都市計画課
		下水道施設				下水環境課
17	児童、生徒及び教員等被害報告	町立学校等	文教部	教育委員会	教育事務所班	学校教育課
18	学校被害報告	町立学校等	文教部	教育委員会	教育事務所班	学校財務課
19	文化財被害報告		文教部	教育委員会	教育事務所班	生涯学習文化課

3-4-2 被害状況判定の基準

○災害による被害の判定基準は、次のとおりである。

被害区分		判定基準
人的被害	死者	死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	行方不明	所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
被害	負傷者	重傷者 1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者 1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全壊、全焼 全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家部分が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を、住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
	半壊、半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損害部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの。
	水	床上 浸水が住宅の床上に達した程度のもの
	床下 浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの	
非住家		住家以外の建築物をいうもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
田畑の被害	流出、埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの

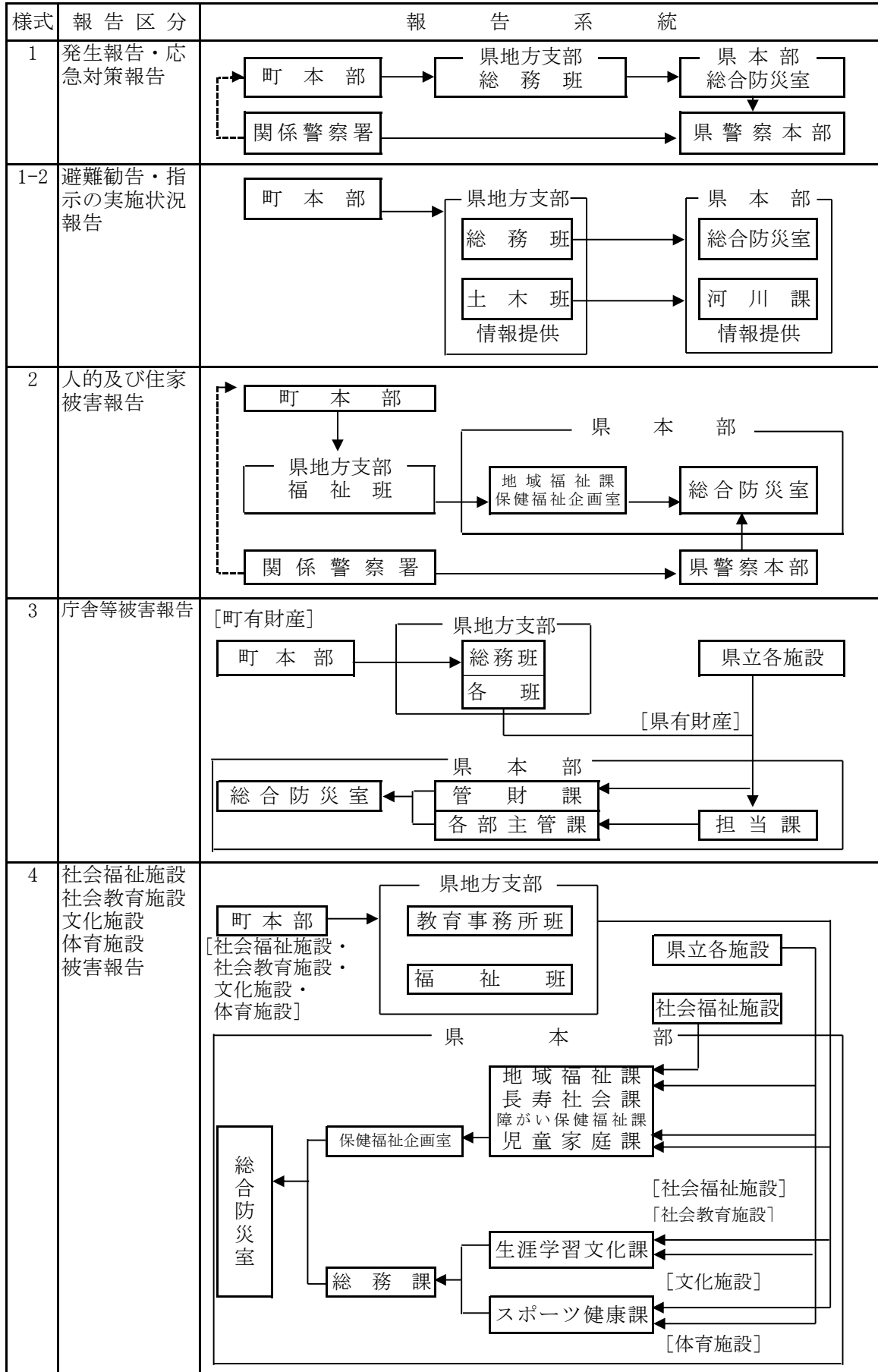
被害区分		判定基準
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び町道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流出	町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流出し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊	河川法にいう二級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害 二級河川・・・ 気仙川、大股川、中沢川、小股川
	鉄道不通	汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく、残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊	重要部分に相当な被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

3-4-3 被害報告に係る用語の定義

○被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣の施設に常時人が居住している場合当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱うものとする。
非住家被害	住宅以外の建築物で全壊、半壊程度の被害を受けたものをいう。
り災世帯	災害により全壊、半壊、床上浸水により被害を受け、通常の生活を維持できなくなった世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

3-4-4 報告区分別系統図



様式	報告区分	報告系統
5	医療衛生施設被害報告	<p>町本部 国立病院等</p> <p>県地方支部 保健環境班 県立病院班</p> <p>県本部 [県立病院以外の病院等]</p> <p>保健福祉企画室 医療推進課 [感染症指定医療機] 長寿社会課 [介護老人保健施設] 児童家庭課 [母子健康センター] 環境生活企画室 県民くらしの安全課 [上下水道施設・衛生施設 (火葬場、墓地)] 資源循環推進課 [衛生施設 (ごみ、し)] 管理課 [県立病院]</p> <p>総合防災室</p>
6	消防施設被害報告	<p>町本部</p> <p>県地方支部 総務班</p> <p>県本部 総合防災室</p>
7	観光施設被害報告	<p>町本部</p> <p>県地方支部 総務班 保健環境班</p> <p>県本部 環境生活企画室 商工企画室 自然保健課 [自然公園施設] 観光課 [観光施設]</p> <p>総合防災室</p>
8	商工関係被害報告	<p>町本部</p> <p>県地方支部 総務班</p> <p>県本部 総合防災室 商工企画室 産業振興課</p>

様式	報告区分	報告系統
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[県地方支部 保健環境班 総務班] B --> C[県本部] C --> D[総合防災室] C --> E[生活環境企画室] C --> F[環境保全課] B --> D B --> F </pre>
10	農業施設被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[県地方支部 農林班] B --> C[県本部] C --> D[総合防災室] C --> E[農林水産企画室] B --> E </pre>
11	農作物等被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[県地方支部 農林班] B --> C[県本部] C --> D[総合防災室] C --> E[農林水産企画室] B --> E </pre>
12	家畜等関係被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[県地方支部 農林班] B --> C[県本部] C --> D[総合防災室] C --> E[農林水産企画室] B --> E </pre>
13	農地農業用施設被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[県地方支部 農林班] B --> C[県本部] C --> D[総合防災室] C --> E[農林水産企画室] B --> E </pre>

